

令和6年1月10日
一般社団法人日本私立大学連盟

学校法人日本大学への対応について

日本私立大学連盟（以下「私大連」）は、令和3年11月2日付で加盟会員である学校法人日本大学に対し、私大連に関わる一切の活動を休止する「休会」として取り扱っています。

同学校法人は、新体制による理事会を発足させ、学内のガバナンス改革を進めていたものの、令和5年8月に発生したアメリカンフットボール部薬物事件を適切に対応・收拾することができず、ガバナンスが十全に機能していない状況が表面化しています。この事態は、一学校法人の問題のみならず私立大学全体に多大な影響を及ぼすものであり、決して看過できません。私大連は、ここに強く遺憾の意を表明するものです。

私大連は、学校法人日本大学への対応として、一、管理運営の改善に進捗が認められない場合は、当分の間「休会」を続けざるを得ないこと、二、私大連の定款第11条（除名）の規定に該当するような事態に至った場合は、「除名」について審議することを、同学校法人に注意勧告しました。

以上